

近代日本の言語近代化と口語文法 (2)

邢鎮義*

目次

1. はじめに
 2. 研究方法
 3. 品詞分類
 4. 動詞
 - 4.1 動詞の五段活用と「音」
 - 4.2 動詞の五段活用と表音仮名遣い
 5. 形容詞
 - 5.1 形容詞の定義と活用
 - 5.2 形容動詞の取り扱い
 6. 助動詞
 7. おわりに
-

1. はじめに

口語文法の登場は、「口語」即ち話し言葉が言語の前面に登場することから始まる。その際の「口語」は、単なる口頭語ではないのは言うまでもない。

近代以前、書き言葉のみが権威を持ち、公的言語として認められていたのが、近代以降、身分制度の崩壊と市民社会の登場によって、社会すべての階層、領域で意思疎通可能な言語が必要になり、そこで社会構成員誰もが共有できる話し言葉が言語の前面に出される。その際話し言葉は、様々な形で話される従来の口頭語ではなく、標準が定められ、規範を備えなければならない。そしてさらにその口頭語に基づいた書き言葉をもつくり出

* 又松大学校日本文学 招聘教授 社会言語学・日本語学

さなければならない。その過程において、それまで書き言葉の専有物であった文法が話し言葉にも当てられるのである。このようにして、規範化された話し言葉とそれに基づいた文章語という、新しい様式の言語「口語」は登場する。当然のことながら「口語」の成立と口語文法の登場は、日本の近代化と同時進行で行われるのである。

拙稿「近代日本の言語近代化と口語文法（1）」¹⁾では、このような大きな流れを「言語近代化」としてとらえ、口語文法の登場を社会的文脈から考察し、今日自明の事実として受け止められている口語文法が、どういう背景、社会的要求のもとつくられたのかについて論じた。

本稿では、それに基づいて文法そのものに焦点をあて、今日の「日本語」の文法の根幹をなす口語文法を考察するため、口語文法の発生期といえる明治30年代の文法論を中心に考察したい²⁾。

2. 研究方法

そこで本稿では研究方法として、主に明治30年代の口語文法研究を中心に考察する。この時期多くの個人による口語文典が出されたが、とりわけ文部省の「国語調査委員会」による『口語法』と『口語法別記』（以下『同別記』とする）によって、口語文法は一応まとめられたため、この二書を中心に考察する。

この書は、日本における最初の国家機関による文法書として、標準語制定や口語文法の整備に重要な役割をした。以下、『口語法』と『同別記』の文法の審議過程について簡単に紹介しておく。

1) 拙著「近代日本の言語近代化と口語文法（1）」『日本文化学報』31輯

2) 既に「近代日本の言語近代化と口語文法（1）」でも述べたように、日本における本格的な口語文法は、明治30年代をその始まりとみてよからう。

明治期に入って、「四民平等」の気運が芽生え、同4年、庶民皆学の方針のもと文部省が設置された。そして小学校制には教科目として「綴字、習字、単語、会話、読本、文法」が示されるなど、文法への関心が芽生え始めた。しかし明治前期は近代における「口語」の概念はなく、話し言葉における研究にとどまり、しかも用言に限られていた。しかし同20年代になると、言文一致運動によって話し言葉への意識の変化が著しく現れ、「話すように書く」という試みが活発に行われた。それを基に同30年代、標準語制定、国定教科書の口語体採用などが実施され、その流れにおいて口語文法は整備される。

明治30年代は、「国家＝国民＝国語」の思想が具体化する時期として、同33年、小学校令施行規則改正により「読書、作文、習字」が「国語」に統合され、教科目として「国語」が初めて登場する。そして同35年、「国語調査委員会」の設置と同37年の国定教科書の施行など、とりわけ文部省が中心となって、標準語制定や口語文法の整備、言文一致体（口語体）の拡大など、言語問題を国家の政策として強く押し進めた時期である。

『口語法』と『同別記』は、1902年「国語調査委員会」が官制施行され、1903年から全国の話し言葉を調査し、それに基づいて刊行した口語文法書である。同委員会は1903年、口語文法と標準語制定のため、全国の口語調査に乗りだし、1904年、語法上の述語などを諮問、1905年、助詞、副詞、接続詞、感動詞、接頭語、接尾語、代名詞、数詞等に関する決議を行った。1906年には、動詞の活用、法、時等に関する修正案、口語動詞活用図などの審議を終え、1907年、主査委員（大槻文彦）に原稿が渡され、1908年、脱稿した³⁾。

しかし『口語法』の緒言は「大正2年6月」に書かれており、実際刊行されたのは1916年（大正5年）である。刊行が遅れたことに関して記されていないため、その経緯の詳細は分からないが、1910年の第二期国定読本を主導した芳賀矢一の「正確な標準語がまだ極まって居らぬので、大体は従来の国語調査委員会などで調査した事柄を標準として読本は書いたのである」⁴⁾などの記述から、当時の同委員会の調査や審議内容の影響力がうかがえる。

従って本稿では、口語文法整備の初期過程を『口語法』と『同別記』を中心に、「本書は実に日本俗語文典の嚆矢なり」とする、松下大三郎の『日本俗語文典』（1901年）と、金井保三の『日本俗語文典』（1901年）、吉岡郷甫の『改訂日本口語法』（1910年）、保科孝一の『日本口語法』（1911年）など、同時期の個人による口語文典を対比しながら、必要に応じては大槻文彦の『広日本文典』と『別記』（1897年）なども参考に考察する。

3)詳細は以下のとおりである。

1903年「口語文法並標準語選定ニ必要ナル資料募集ノ為音韻口語法取調ニ関スル事項ヲ印刷、之ヲ府県ニ配付シ其ノ報告ヲ要求セリ」『第三一年報』

1904年「口語文法制定案、語法上ノ術語制定案等ノ諸案ノ外文部大臣ヨリ諮問ニ係ル」『第三二年報』

1905年「国語仮名遣改定案及字音仮名遣ニ関スル事項ト口語文法制定案トノ二件ニシテ前者ハ年度内四月ヨリ十月ニ至ル間ニ於テ約十八回ノ委員会ヲ開キ委員提出ニ係ル関連諸案ト共ニ反復審議ヲ重ねタル結果各諮問案ニ多少ノ修正ヲ加ヘ文部大臣ニ答申、後者ハ十月下旬ヨリ年度末ニ至ル間ニ於テ十七回ノ委員会ヲ開キ助詞、副詞、接続詞、感動詞、接頭語、接尾語、代名詞、数詞等ニ関スルモノヲ決議スルニ至レリ」『第三三年報』

1906年「前年度提案口語文法制定案ノ改案ニ係ル日本口語法単語編及送仮名法等ニシテ此等ノ諸案ニ関連シテ委員等ヨリ提出シタル一略一動詞ノ活用、法、時等ニ関スル修正案、口語動詞活用図、名称制定ニ就キテ斟酌スヘキ条件等ナリ」、「日本口語法ハ九月ヨリ三月ニ至ル間ニ於テ十四回ノ委員会ヲ開キテ之ヲ審議シ単語編ノ第一及第二ノ全部ヲ議シタル」『第三四年報』

1907年「日本口語法単語編ノ第三ハ十六回ノ委員会ヲ開キテ之ヲ議シ、其整理ヲ主査委員一人（大槻文彦、筆者注）ニ附託スルコトヲ為セリ。」『第三五年報』

1908年「口語法単語編第一乃至第三ハ前年度委員会決議ノ趣旨ニ基キ其整理ヲ主査委員一人ニ附託シ、既ニ其第一ヲ脱稿スルニ至レリ。」『第三六年報』

4)芳賀矢一「国定読本の文章に就いて」1914年、『芳賀矢一選集IV』所収

さらに、本稿では動詞、形容詞、助動詞を中心に論じていくが、それは標準語制定の過程において、もっとも重要視されたのが「語法」の問題で、『口語法』、『同別記』をはじめとする上記の文法書も、これらを中心に記しているためである。

口語文法に関する先行研究としては、永野賢の『文法研究史と文法教育』（1991）や古田東朔の「現代の文法」（1982）など多数ある。これらの研究は日本人にとっても「自然な言語」＝「日本語」、あるいは自明の事実としての「日本語」という前提にたって行われたものである。それに対し本稿は、その前提にメスを入れる作業として取り掛かった。つまり1990年代以降の社会言語学（イ・ヨンスク（1996年）や安田（1997年、2000年）など）の議論に基づき、「日本」＝「日本人」＝「日本語」というイデオロギに再考を求めるための作業である。

3. 品詞分類

品詞分類は、単語を文法論的観点に立って、性質別にグループ分けすることで、文法論とは密接な関わりをもつ。日本における文法研究の歴史は、よく知られているように、江戸時代から始まっていた。本居宣長（1730～1801）や富士谷成章（1738～1779）らによって始まったこの時期の文法研究は、歌学の「てにをは」研究に始まり、それを媒介として活語研究に発展した。宣長の「てにをは」研究は係り結びの呼応関係を体系化する研究であり、富士谷成章は語の分類として「名(な)、装(よそい)、挿頭(かざし)、脚結(あゆい)」とし「名をもて物をことわり、装をもて事をさだめ、挿頭脚結をもてことばをたすく。」としている。これは日本における最初の品詞分類といわれている。そしてこれらの研究は鈴木朧（1764～1837）、本居春庭（1763～1828）らによって継承された（尾崎[1976：276頁]）。

しかし江戸末期から登場した蘭文典、洋文典の影響により、品詞分類や文の構成についての議論が始まる。日本において初めて蘭文典にならった品詞分類は、鶴峰茂申の『語学新書』（1833年）の「実体言(キコトバ)、虚体言(ツキコトバ)、代名言(カヘコトバ)、連体言(ツヅキコトバ)、活用言(ハタラキコトバ)、形容言(サマコトバ)、接続言(ツヅケコトバ)、指示言(サシコトバ)、感動言(ナゲキコトバ)」の九品詞である。その他田中義廉の七品詞や、中根淑の八品詞など、英文典にならったものもある。

このように日本における文法研究のながれは、国学の影響を受けた国学式文典と、蘭文典、英文典から影響を受けた洋式文典にわかれている。国学式文典は、国学における言語研究の影響を受けているため、品詞分類は「体言、用言、接辞(テニヲハ)」の三分類が原則である。これに対し洋式文典における品詞分類の大枠は八、あるいは九品

詞であり、その品詞の名称も洋文典の訳語に準拠したものが多い。こういった二つのながれは、大槻文彦の『語法指南』（1891年）、『広日本文典』（1897年）に至って折衷、乃至は一応の解決が見られる（古田[1976：302頁]）。大槻文彦は『広日本文典』において品詞分類を「名詞、形容詞、動詞、副詞、接続詞、弓爾乎波、感動詞、助動詞」の八品詞に立てている。

その後の松下大三郎の『日本俗語文典』（1901）は、「名詞、代名詞、動詞、形状詞、後置詞、接用詞、接続詞、間投詞」の八品詞に立てている。松下の品詞分類の特徴は、「助詞」を一つの品詞としないことである。松下はその理由を「助辞とは詞に密着して其の詞の職任を助くる声音なり。助辞は広義にいふ言葉の一なれども、文典にていふ「詞」にはあらず。詞は自ら觀念をあらはす所の声音なり」（松下[1901：48、49頁]）と述べており、「助詞」を詞として認めなかった。

金井保三の『日本俗語文典』においては、まず大きく「変化せぬ言葉」と「変化する言葉」とし、前者は「名詞、代名詞、数詞、接続詞、副詞、感詞、てにをは」、後者は「動詞、助動詞、形容詞」の十品詞に分けている。

そして『口語法』に至っては、「名詞、代名詞、数詞、動詞、形容詞、助動詞、副詞、接続詞、助詞、感動詞」の十品詞に分類し、さらに名詞、代名詞、数詞を「体言」、動詞、形容詞、助動詞を「用言」としている。

ちなみに当時、文部省の言語政策に深く関わり、『口語法』にも関わっていた保科孝一の『日本口語法』は、「名詞、代名詞、数詞、動詞、形容詞、副詞、接続詞、感動詞、助動詞、助詞」の十品詞としており、『口語法』と一致している。

文典ごとに品詞の立て方に若干の違いはあるものの、大槻文彦以降、品詞分類は洋式文典の分類方式が定着するようになったと言える。さらに一つ注目したいのは、本居以来主流だった「弓爾乎波」が『口語法』において「助詞」に改められたことである。『口語法』や『同別記』に、「助詞」という語を用いた経緯は記されていないため詳細は分からないが、注3)でも確認したように、1905年の審議の際、既に「助詞」としていた。そして芳賀矢一の『中等教科明治文典』（1904年）や山田孝雄の『日本文法論』（1908年）に取入れられることによって、『口語法』以降は、確実に「助詞」が主流となっていくのである。

4. 動詞

4. 1 動詞の五段活用と「音」

伝統的な「日本語」の動詞の活用は、四段、上二段、上一段、下二段、下一

段、加行変格、佐行変格、奈行変格、良行変格の九種類である。これが今日のように五種類（現在は三種類もあるが）になるのは、口語文法の登場によるものである。ここでは口語文法の登場によって出現する「五段活用」を中心に述べることにする。この「五段活用」というのは、用語も活用も『口語法』によって始まる⁵⁾。

『口語法』では、動詞を「動作、有様、存在をあらわすもので、一定の活用のある語である」と定義し、動詞の活用の種類を「五段動詞」「上一段動詞」「下一段動詞」「カ行変格動詞」「サ行変格動詞」としている。これを表にあらわすと次のとおりである。

		第一活用形	第二活用形	第三活用形	第四活用形	第五活用形
五段活用	書	かか	かき	かく	かけ	かこう
上一段活用	報	むくい	むくい	むくいる	むくいれ	むくいよう
下一段活用	覚	おぼえ	おぼえ	おぼえる	おぼえれ	おぼえよう
サ行変格	為	せ	し	する	すれ	しよう
カ行変格	来	こ	き	くる	くれ	こよう

『口語法』 (23～25頁)

このような動詞の活用について『同別記』には、「動詞の活用わ、文語にわ、四段、上二段、上一段、下二段、下一段、カ行変格、サ行変格、ナ行変格、ラ行変格、の九種があるが、口語でわ、四段が、五段となり、上二段が、上一段と一つになり、下二段が、下一段となり、ナ行変格、ラ行変格が、五段となって居るから、九種が減って、五種となった」とし、さらに「口語の五段活用わ、文語の四段活用と、大きな変わりわない、唯、文語の未来の形の「書か、む」「指さ、む」が、口語でわ、全国残らず、「書こう」「指そう」（すべて動詞の未来の形の変わった事わ（一一八）の所で云う、）と云うようになったから、これを活用として加えて、五段活用としたのである」（『同別記』90頁）として、動詞の活用を五段にしたのである。

そしてその根拠は、「文語のハ行四段活用の「は」「ひ」「ふ」「へ」を、口語でわ全国すべて「わ」「い」「う」「え」と云う。そこで未来の形の「思おう」（思はむ）「買おう」（買はむ）などを加えて、「わ」「い」「う」「え」「お」をワ行として五段活用とした。」（『同別記』14頁、傍線は原文による）などにみられるように、全国の口語調査による、実際の発音の「音」であった⁶⁾。

5)五段活用は今日でも四段活用とも呼ばれるが、それは文語の影響で、内容は同じである。実際、同時期に出された口語文典には、多く「四段活用」としている。

6)「国語調査委員会」は、日本における最初の全国の方言調査を行い、その結果を『口語法調査報告書』（1905年）としてまとめ、それを基に『口語法』『口語法別記』を刊行したのだが、同委員会はその基本方針に現れているように、「言語の核心は音である」というような立場であった。「国語調査委員会」による口語調査

さらに次のような例を紹介しておこう。

・「文語の四段活用の「飽く」「足る」「借る」は関西の口語にわ、おもに、五段活用につかい、関東でわ、「飽きる」「足りる」「借りる」と上一段につかつて居る。因つて、是等の語わ、両方に活用するものとする。」(『同別記』25頁)

・カ行下一段活用の「蹴る」と云う動詞わ、今、全国で、元のままにつかつて居る所多いが、又、ラ行五段活用に替えてつかつて居る所も少なくない。(京都、大阪も五段活用である。)因つて、此動詞わ、カ行下一段とラ行五段との二つの活用あるものと立て置く。」(『同別記』41頁)

これは文語の四段活用から口語の上一段になる例と、文語の下一段から口語の五段活用になる例である。この場合、『同別記』の記述で分かるように、当時は両方を認めていたが、その根拠もやはり、全国で話される「音」であった。しかしこれらの活用は、その後国定教科書『国語読本』などによって、徐々に関東式語法の「飽きる、足りる、借りる」(上一段活用)、「蹴る」(五段活用)が広がり、今日に至っている。

4. 2 動詞の五段活用と表音仮名遣い

当事としては新しい試みである「五段活用」は、この書の調査から審議までを主観する国語調査委員会の表音仮名遣い採用の方針が、そのまま反映されたものと思われる。同委員会の基本方針⁷⁾にも現れているように、正書法、標準語などの政策を樹立するに当たって「音声」が最も重要視されていたため、表記においても、「日本語」の伝統の表記法である歴史的仮名遣いではなく、「発音どおり」の表音仮名遣いを採用したのである。そこで、本稿の『口語法』や『同別記』の引用文に見られるような「関西の口語にわ」「関東でわ」のような徹底した表音仮名遣いが、この時期一部に見られるのである⁸⁾。

たとえば歴史仮名遣いを用いる場合、「言う(ふ)」は「言は又、言ひ(言つて)、言ふ、言へ」のように「波行四段」になる。しかし表音仮名遣いにした場合は「言わぬ、言ひ(言つて)、言う、言えは、言おう」のように「五段」になるのである。つまり、「言う(ふ)」を「ハ行」にみるか、「ワ行」にみるか、あるいは四段にするか、五段にする

については、拙著「近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生」2004、一橋大学大学院博士論文を参照されたい。

7)文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコト、シ、仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ、是ニ関スル調査ヲ為スコト
国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト

方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

8)しかしこの時期始まった歴史的仮名遣いと表音仮名遣いの対立は、いわゆる国語国字問題においてももともと永く決着がつかず、結局、1946年の「現代仮名遣い改正」によって、議論がおさまったといえる。

かは仮名遣いの問題なのである。

同時期、個人の口語文典をみると、ほとんど「四段」としている。そして歴史仮名遣い論者として有名な橋本進吉も1938年の『新文典別記』の「動詞活用表」において、「問は、問ひ、問ふ、問へ」の「四段活用」にしている。しかし1947年『中等文法』に至っては「「買う」「拾う」はワ行とア行にまたがって活用する」（橋本[1947:26]）としている。これはいうまでもなく、1946年の表音仮名遣いを基本とする「現代仮名遣い改正」によるものであろう。

このように『口語法』における「五段活用」は、文語の規範に基づきながらも、それを大きく修正した形で、音を重視する「音声中心主義」を取った結果だと思われる。そしてその結果、歴史仮名遣いを否定し、表音仮名遣いを採用したのである。

それは活用の排列にも現われる。『口語法』は、活用の排列を「か、き、く、け、こ」順に並べているのである。当時他の文典は「法」を中心に動詞の活用を並べており、例えば大槻文彦の『広日本文典』は「行く、ゆけ、ゆか、ゆき、ゆけ」、金井の『日本俗語文典』は「立つ、たて、たた(う)、たち、たて」にしている。しかし『口語法』の整理に加わった芳賀矢一の『中等教科明治文典』（1904年）は、「四段活用」とした上「か、き、く、け」に並べている。

5. 形容詞

5. 1 形容詞の定義と活用

形容詞の活用は、今日は一種となっているが、従来は「ク活用」と「シク活用」であった。『口語法』では、形容詞とは「物事の性質・分量などをあらわすもので、一定の活用のある語」と定義したうえ、次のような活用を示している。

		第二活用形	第三活用形	第四活用形
第一種	高	たかく	たかい	たかけれ
	善	よく	よい	よけれ
第二種	嬉	うれしく	うれしい	うれしけれ
	美	うつくしく	うつくしい	うつくしけれ

(『同別記』41頁)

形容詞の活用においては、金井と松下の文典も同じである。ただし、形容詞の範囲はそれぞれ異なり、松下の文典は「形状詞」として「形状詞は事物の形状（模様、程

度、分量、順序、原因、指示等)をいひあらはすものなり」とし、「長イ、静ニ、余程、随分、一人ノ、沢山、先ニ、後ニ、春、秋、ナゼ、何、其ノ、彼ノ」などを挙げている。そして金井は形容詞を三種類とし、一、性質態度をあらはすもの、二、分量をあらはすもの、三、所属をあらはすものとして、二には「沢山の、わづかの、すべての、十分の」などを挙げ、三には「日本の(景色)、あふりかの(人)、いくさの(事)、三つの(理由)」などを挙げている。このように形容詞の定義は、それぞれ違いを見せている。

また、形容詞の連用形「く・う」を、金井は「うれしくござります を うれしうござります」、「久しくあひませぬ を ひさしうあひませぬ」としている。これに対し、松下は「寒ウ御座ンス、高ウ御座イマスなどの如し。寒ク御座ンス、高ク御座イマスともいふなり。」と述べ、両方認めている。大槻文彦は『広日本文典』の「形容詞の副詞法」において「善く改まる、悪しく変わる、全く無し、甚しく寒し」とした後、「口語ニテハ「く」ノ発生ヲ黙シテ「う」トシ、「善う改まる」悪しう変わる」宜しうござる」ナドイフ。」としている。これを『口語法』では次のようにしている。

「よくなる」長くかゝる」嬉しく思う」新しく作る」よくて」嬉しくて」など、文語のまゝに「く」と発音するは、関東、奥羽、松前、静岡県、長野県と、越後の一部であつて、尚、佐賀県の唐津、宮崎県の延岡、其外、諸所でも云い、そして、沖縄県でも、「く」と云う、其外、愛知県、岐阜県、富山県、越後の一部から西は九州まで、すべて、「よくなる」長うかゝる」嬉しう思う」新しう作る」よくて」嬉しうて」であるが、愛知県、富山県、出雲、高知県に「く」をまぜて云う所がある、因て初わ、両立させるように案を立てたが、決議の末に、「く」とすることゝなつた」(『同別記』169頁)

以上の記述から考えられるのは、形容詞の連用形の活用は、標準語制定の以前は、関西語法が優勢だったとも見られるが、標準語制定の際には、関西語法と関東語法のせめぎ会いだつたと思われる。つまり「国語」が構築される100年前の当時としては、両方とも標準語の地位を獲得しうる位地にあつたのである。しかし標準語制定の過程において、結果的に「よくなる」という関東語法が標準語となり、「よくなる」の関西語法は方言となつて、規範から外されるのである。

5. 2 形容動詞の取り扱い

『口語法』の形容詞において、もう一つ注目したいのは「次のように「な」が附いて「一六一」⁹⁾と同じように用いられるものがある」として「おだやかな人、静かな夜、ふつ

9) (二) 名詞、代名詞に続けること。

深い井戸、名高い人、あたらしい家、悲しい時、心安い君だから話すのだ、

つかな私、かなりな出来—略—」（『口語法』45頁）などを形容詞に含めてあげている点である。すなわち「形容動詞」は認めなかったのである。ちなみに金井や松下も、これらの語を形容詞に入れている。

これについて『同別記』には「是等の「な」の附いたものを、一語と見る時は、一々、辞書に挙げねばならぬ、「美事」あわれ」立派」結構」奇麗」などを挙げて、又、更に、「美事な」あわれな」立派な」結構な」奇麗な」など、一々挙げる時わ、辞書の煩わしき、限りがない、因て旧案にわ、「な」を別に助詞に立て、形容詞の連体形のようなものを形作らせるものとしたけれども、特別委員会で、本書のように、「な」の附いたものを、一語として立てられたのである」（『同別記』194頁）と記している。

この記述によると、「な」のついた語を形容詞に入れることに関して、この書をまとめた大槻文彦と委員会の意見が分かれていたことがうかがえる。確かに大槻は『広日本文典』の「助動詞」において、「遙に」明に」静に」ナド、「に」ニ終ル副詞ハ、動詞ノ「あり」ト連ル時、「に」ト「あ」ト約マリテ、「遥なり」明なり」静なり」トナルコト常ナリ、而シテ其語尾ノ活用ハ、略「あり」ニ同ジ」（同書154頁）と述べており、このような考え方は変わらなかったのである。

しかし松下大三郎は「形状詞の爾奈活」とし、形容詞として認識しており、吉岡は形容詞の下位分類として形容動詞を立てている。そして山田孝雄は『日本口語法』において「情態副詞」に「説明存在詞」が結合した形としてとらえており、保科孝一は『日本口語法』において「形容詞」の項目に「静な」「明らかな」などを入れて「準形容詞」としている。そして次のように述べている。

「第四章動詞において述べた形容動詞¹⁰⁾と、この準形容詞とわ、粗ぼ同一のものである。形容動詞にわ、連用形と終止形のみで、連体形がない。是に反して、準形容詞には連用形と連体形のみで、終止形がない。一方の形容動詞はデ、ダと活用し、一方の準形容詞わニ、ナと活用するのであるから、之を合一してニ、デ、ダ、ナという様に活用するものとしても差支がない。即ち形容動詞と準形容詞との二つに立てないで、之を形容詞の一種と見てもよろしいのである。是についてわ、文法家の間に種々の意見のあるのであるから、将来猶研究を要する問題である。」（保科[1908：149頁]）

以上のように、例えば「しずかな」を形容詞に入れるか、形容動詞という別の品詞を立てるか、あるいは二語としてみるかは、口語文法成立の初期から議論されてきたテーマで

白い二匹の馬（『口語法』43頁、傍線は原文）

10) 「綺麗デアル」「静カダ」を一個の語彙と見做して、これに「形容動詞」という名称を与えるのが最も当を得た方法と考えられる。（保科[1911：87頁]）

あった。しかし、その後「形容動詞」は、橋本進吉のいわゆる「学校文法」に採用されることによって、教育の現場では通説として広まった。参考までに、「形容動詞」を、品詞分類として初めて立てたのは、1891年、大和田建樹の『和文典』で、今日の意味で「形容動詞」を品詞として最初に立てたものは、1904年、芳賀矢一の『中等教科明治文典』においてである¹¹⁾。

6. 助動詞

本格的な口語文法の成立期においては、助動詞の定義や表わす範囲は様々であった¹²⁾。しかし『口語法』では、「助動詞わ動詞に附いて叙述を助けるもので、一定の活用のある語」と定義し、次のように示している。

第一類の助動詞：受身・可能（れる、られる）、使役（せる、させる）、希望（たい）、推量（らしい）、打消（ない、まい、ぬ）、過去（た、だ）

11) 『国語学大事典』国語学会編 東京堂出版 1984年 275頁

しかし、芳賀矢一の1902年の『訂正中等国文典』では、「形容動詞」は立てずに、「静かに」を「副詞」として処理していることから、当時まだこの品詞について揺れていたように思われる。

12) 松下大三郎『日本俗語文典』

1. 使役をあらわすもの（せる、させる、れる、られる）
2. 能をあらわすもの（れる、られる、える）、
3. 待遇をあらわすもの（れる、られる、ます、お、ご）、
4. 否定をあらわすもの（ナイ、又、ナンデ、マイ）
5. 時をあらわすもの（ナンダ、マイ）
6. 知度をあらわすもの（ダラウ、デセウ）、
7. 説をあらわすもの（サウダ、サウデス）
8. 格をあらわすもの（し、ば、ならば、って、が、のに）
9. 意をあらわすもの（か、な、たまへ）、
10. 嘆否をあらわすもの（よ、な、なあ、ね、ねい、て、ぜ、ぞ）、
11. 制限をあらわすもの（は、も、さへ、さい、すら、ばかり、ばっかり、ばっか、ばかし、ばっかし、まで）
12. 動詞を形状詞活にするもの（ナイ、又、ラシイ、タイ、ナガラ、ツ、ハ）

金井保三『日本俗語文典』

- 一、断定をあらわす助動詞（だ、です、をる、なる、きる、はてる、しまふ）
- 二、願望をあらわす助動詞（たい）
- 三、推定をあらわす助動詞（べき、らしい）
- 四、否定をあらわす助動詞（ず、まい、ない）
- 五、時をあらわす助動詞（う、やう、た）
- 六、動詞の六体を完全にする助動詞（れる、られる、せる、させる、せられる、させられる、くださる、あそばす、なさる）

第二類の助動詞：敬讓（れる、られる、ます、又、もうす、いたす、あそばす、なされる、くださる、つかまつるなどが助動詞に用いられることがある。）

第三類の助動詞：指定（だ、だった、のだ、のだった）

（『口語法』47～50頁）

ここでは、同時期の口語文典において、共通に助動詞として認めながら、差違を見せている例を取り上げて考察する。

● 受身の助動詞「れる、られる」

口語文法における「れる、られる」は、活用、意味内容においては、ほぼ一致する。つまり同時期、ほとんどの文典で、「れる、られる」を「受身」と共に「可能」「尊敬」の意味としても用いられているのである¹³⁾。

しかし「れる、られる」が、サ行変格動詞に連なる場合は、多少違いを見せている。

松下は「シラレル（又は、セラレル）」を「サレル」ということが多いとする。金井は「しられる（受身）、しられる・される（可能）、し、せられる（恭謙）」としたのに対し、『口語法』では、「しられる」「せられる」「される」をすべて認めている。『同別記』には「全国諸処に、「せられる」「せられゝ」、「しられる」「しられゝ」、「される」「されゝ」、「さるゝ」「さるれ」の四通りの内の、其の一つをつかつて居る所もあり、二つをまぜてつかつて居る所もあり、非常に込入っている。因て、今わ、「せられる」「しられる」「される」の三つに決めた。」（『同別記』209頁）としている。

しかしこの用例は、同時期施行された第一期国定読本（1904年）においては、「せられる」の用例が用いられたものの、第二期（1910年）以降は「される」となり「せられる」、「しられる」などは見られなくなって、今日に至っている。

● 打消の助動詞「ぬ」「ない」

「ぬ」と「ない」は『同別記』では、「打消の「ず」「ぬ」「ね」「ない」なく」なけれ、わ、静岡県、山梨県、長野県、越後を境として、それから東わ「なく」「ない」なけれ、で、「ず」「ぬ」「ね」をまぜ、それから西わ、九州まで専ら「ず」「ぬ」「ね」を用いる。けれども、岐阜県の安八群、養老郡、岡山県の英田群、広島県の沼隈郡、比婆郡、島根県の大原郡、簸川群、宮崎県の宮崎郡に「なく」「ない」なけれ、を用いる所がある。因て、二つながら、通用させる事とした」（『同別記』250頁）としている。つまりこの書が審議される当時は、関西語法と関東語法、両方を標準として認めたわけである。これらは『同別記』だけでなく、当時の口語文典では広く両方を認めていた。たとえば、次のような例である。

13) ちなみに、「れる、られる」が可能の意味として用いられている例は、古田東朔（1982：739, 740頁）によると、明治前期まで遡る。そしてこの語形が、今日に至っては「ら抜き言葉」に及んでいる。

- ・ 否定をあらはすには動詞はナイ (ク活) 又ナンダ、マイを後附す。散ラナイ、散ラヌ、散ラナンダ、散るまいなどの如し。(松下[1901 : 176、177頁])
- ・ 動詞の否定形に「ぬ (ん) 」又は「ない」を付ける。(吉岡[1910 : 100頁])
- ・ ないは関東語、ぬは関西語に多く用いる。「知らん」、「聞かん」等のんはこのぬの変化したのである。サ行変格のするは、ないに連る時は「しない」と「し」から、「ぬ」に連る時は「せぬ」と「せ」からつづくのを標準としたい。(芳賀[1913a : 348頁])

このような規範は、今日の規範とは大きく異なる。そのプロセスを、国定教科書『国語読本』を手がかりに考察すると、次のとおりである。以下の図が示しているように、国定読本において「ぬ」と「ない」は、第一期 (1904年) と第二期 (1910年) で、大きな差を見せている。

	ず	ぬ	ん	ねば	ない	なく	なかった	なければ
第一期	1 3	1	5 8	2	1 8	2	5	1 2
第二期	3 6	3 0	1	0	1 4 3	9	1 2	2 7

『口語法』とほぼ同時進行で行われた国定教科書の第一期は、既述の考え方に基づいて、関西語法と関東語法の両方を規範として、取り入れたのだが、第二期改正の際には、関西語法の「ん」は見られなくなり、東京語の「ない」が主流となったのである。

これについては「今の談話語は東京語を標準と立てるから、読本の三年までの処では、まづ東京語である。併し例の叙述体の文になると、幾分か西国語を交へて来る」(芳賀[1913b : 46頁])という芳賀矢一の記述で分かるように、第二期の改正は、その基準がまず「東京語」であり、それは当時の標準語政策の方向を示しているものである。近代における言語の在り方がそうであるように、「ぬ」と「ない」は、文法書としての規範を越えた、国家の政策、つまり標準語政策の結果に他ならない。

7. おわりに

今日私たちが「日本語」の文法 (あるいは日本の「国語文法」) として認識している文法は、既述のように約100年前、文部省の諮問機関である「国語調査委員会」が中心となってつくられた。そしてその過程は、拙稿「近代日本における言語近代化と口語文法(1)」でも述べたように、標準語制定、言文一致体確立などと密接に関わっている。つ

まり、話し言葉の標準が定まらなると話し言葉に文法を当てたととしても、その意義は半減し、話し言葉の文法を備えないと、標準語として成立できない関係にあるのである。そこで「国語調査委員会」は『口語法』と『同別記』を通して、標準語と口語の規範を示したのである。

この書が示した話し言葉の標準は、『口語法』の「例言」に「今日東京ニ於テ専ラ教育アル人々ノ間ニ行ハルル口語ヲ標準トシテ案定シ」たと記されているように、東京の教育ある人々の言葉であった。そして口語文法の基準は、本稿で述べたように、全国の口語調査を通して得られた「全国で話される音」であった。しかしここで見逃してはならないのは、全国の口語調査を行い、その結果として東京の言葉を標準語にしたのではなく、東京の言葉を標準語にするという方針が先に決まり、それを裏付けるための口語調査であったのである。

「文法論」というと、一見、社会、政治、文化、歴史などとは無縁の、無色透明で全くの中立地帯に置かれているように思いがちだが、口語文法が話し言葉の文法である以上、既述のような理由から、そうはいかないのである。

近代以降、国によって若干の違いはあるものの、標準語制定、正書法などは、言語政策の最も重要な対象であり、日本の場合、本論で述べたような政策意図のもと、話し言葉は「整備」された。例えば、家庭で「ようやった」という言葉を聞いて育った子供が、学校教育を通して「よくやった」を学び、公の場では「ようやった」ではなく「よくやった」を用いるように教わる。この場合、子供にとって「よくやった」は、学校教育を通して習得した変種であって、厳密にいうと、「母の言葉」ではない。しかし政策により、標準語としての地位と形容詞連用形の正しい活用という資格を得た「よくやった」は「日本語」になり、「ようやった」は日本の方言になったため、「日本人の母語＝日本語」という場合、当然のように前者が「母語」となるのである。

近代以降、最も自明の事実として受け止められてきた「日本＝日本人＝日本語」というイデオロギーには、このような矛盾が潜んでいるのである。

【参考文献】

- ・大槻文彦[1897] 『広日本文典』東京築地活版製造所 48、49、154頁
- ・大槻文彦[1897] 『広日本文典別記』国光社印刷部
- ・長志珠絵[1998] 『近代日本と国語ナショナリズム』吉川弘文館
- ・尾崎知光[1976] 「文法研究の歴史(1)」 『岩波講座日本語6』 岩波書店 276頁
- ・金井保三[1901] 『日本俗語文典』勉誠社
- ・国語学会編[1984] 『国語学大事典』東京堂出版 275頁
- ・国語調査委員会[1916] 『口語法』23～25、43、45頁
- ・国語調査委員会[1917] 『口語法別記』 14、25、41、90、169、194頁
- ・小森陽一[2000] 『日本語の近代』岩波書店
- ・永野賢[1991] 『文法研究史と文法教育』明治書院
- ・芳賀矢一[1913a] 『口語文典大要』 『芳賀矢一選集Ⅳ』46、348頁
- ・芳賀矢一[1913b] 「国定読本の文章に就いて」 『芳賀矢一選集Ⅳ』
- ・橋本進吉[1931] 『新文典』富山房
- ・橋本進吉[1938] 『改制新文典別記』富山房
- ・邢鎮義[2004] 「近代日本における「国語」構築と「口語」概念の発生」
一橋大学大学院博士論文
- ・邢鎮義[2005] 「近代日本における口語規範の成立」 『日本文化学報』第26輯
- ・邢鎮義[2006] 「近代日本の言語近代化と口語文法(1)」 『日本文化学報』第31輯
- ・古田東朔[1976] 「文法研究の歴史(2)」 『岩波講座日本語6』 岩波書店 302頁
- ・古田東朔[1982] 「現代の文法」 『講座国語史4』大修館書店 739、740頁
- ・保科孝一[1899] 『国語学小史』大日本図書 461頁
- ・保科孝一[1911] 『日本口語法』同文館 87頁
- ・保科孝一[1934] 『新体国語学史』賢文館 328頁
- ・松下大三郎[1901/1997] 『日本俗語文典』勉誠社 176、177頁
- ・松下大三郎[1901/1997] 『標準日本口語法』勉誠社
- ・三矢重松[1899] 「口語の研究」 『国学院雑誌』五卷四号
- ・文部省[1902～1908] 『大日本帝国文部省年報』 31～36年報
- ・文部省[1947] 『中等文法 口語』中等学校教科書株式会社 26頁
- ・吉岡郷甫[1910] 『改訂日本口語法』大日本図書株式会社 100頁

要 旨

口語文法の登場は、「口語」即ち話し言葉が言語の前面に登場することから始まる。これは封建制度の崩壊と近代国民国家の誕生とつながる出来事である。その過程において標準語制定、口語文法の整備、言文一致体確立などの問題が浮上する。本稿ではこのような大きな流れを「言語近代化」としてとらえ、今日自明の事実として受け止められている話し言葉の文法、つまり口語文法について考察した。

明治30年代、多くの個人による口語文典が登場するなか、文部省の諮問機関「国語調査委員会」は、1903年、日本初の全国の口語調査を行い、それに基づいた口語文法書『口語法』、『口語法別記』を刊行する。この書は標準語を示すと同時に標準口語文法を示す。

品詞分類は、大槻文彦以降、洋式文典の分類方式が定着するなか、それまで主流だった「弓爾乎波」が、『口語法』によって「助詞」に改められた。動詞活用は、全国で話される「音」に基づいて、文語の九種類の活用を五種類にし、さらに表音仮名遣いに基づいて「五段活用」とした。そして形容詞は、いわゆる「形容動詞」を認めず、形容詞としてみた。助動詞は、例えば「しられる、せられる、される」、「ぬ、ない」を規範として認めたが、結果的には「される」「ない」の東京語が標準語、標準口語文法として認められるようになる。これは標準語政策の結果に他ならない。

キーワード：近代、言語近代化、口語文法、言語政策、音声中心主義、標準語、規範

투 고 : 2007. 5. 31
1차 심사 : 2007. 6. 9
2차 심사 : 2007. 6. 30

住 所 : (300-766) 大田市 東区 龍田洞 新東亜A 5-705
電 話 : 042-345-5154, 010-3146-1933
e-mail : hjini117@hanmail.net